

公募公告

次の通り、公募に付します。

独立行政法人日本貿易振興機構
副理事長

1. 調達内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 公示日 | 2025年11月21日 |
| (2) 案件名 | ジェトロ総合ICT基盤の設計・構築・運用保守 |
| (3) 調達案件の仕様等 | 公募説明書別添仕様書による。 |
| (4) 履行期間 | 契約締結日から2032年5月31日まで。 |
| (5) 業務委託限度額 | 6,950,000,000円（税別） |
| (6) 採択者数 | 1件 |
| (7) 応募方法 | <ul style="list-style-type: none">① 応募者は、公募説明書に指定する必要書類をもって申し込むこと。公募説明書で定める評価基準を基に採択者として決定する。② 応募者は、応募後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。 |

2. 応募資格

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第12条に該当しない者であること。
- (2) 全省庁統一資格を有する者であり、令和7・8・9年度の資格の種類「役務の提供等」のA等級に格付けされている者であること。
- (3) 全省庁統一資格を有していない者であっても、以下により日本貿易振興機構に等級確認を申請し、当該資格の等級を有することが確認できた者であること。

申請方法：2025年12月2日17時00分までに、申請書類を日本貿易振興機構の等級確認デスクまで提出するとともに、本案件への応募を目的とする申請である旨を同デスクまで連絡すること。同デスクの連絡先は下記7.(7)に記載のとおり。

審査の結果は2025年12月3日17時00分までに同デスクより連絡する。

- (4) 公募の日から採択者決定までの期間、契約に関し日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) セキュリティを管理・監督する部門がISMS認証を取得していること。
- (6) 品質を管理する部門が、ISO9001、CMMIレベル3以上、または同等の管理標準を有すること。
- (7) プライバシーマークの使用許諾を保有していること。(更新手続き中の場合も保有しているものとみなす)

3. 応募書類の提出場所等

- (1) 応募書類の提出先、契約条項を示す場所、及び問い合わせ先

日本貿易振興機構 総務部情報システム課 担当 脇田、山崎
〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル6階
TEL:03-3582-5320 E-mail: ADJ@jetro.go.jp

(2) 資料閲覧の日時及び場所

- ① 開催日時：2025年11月25日から2025年12月19日
- ② 開催形式：対面
- ③ 受付方法：資料閲覧申込書（公募説明書様式1）に必要事項を記入のうえ、閲覧希望日の3営業日前までに3.(1)にE-mailにて申し込むこと。件名は「【資料閲覧希望】ジェトロ総合ICT基盤の設計・構築・運用保守」とする。また閲覧に際しては秘密保持承諾書（公募説明書様式2）を提出すること。

(3) 公募説明書の交付方法

本公募の日から、上記3.(1)にE-mailにて申し込むこと。件名は「【公募説明書交付希望】ジェトロ総合ICT基盤の設計・構築・運用保守」とする。

(4) 公募説明会の日時及び場所

- ① 開催日時：2025年12月1日15時00分
- ② 開催形式：Microsoft Teamsによるオンライン形式とする。
- ③ 受付方法：
参加希望者は2025年12月1日12時00分までに上記3.(1)宛にE-mailにて申し込むこと。E-mailの件名は「【説明会参加希望】ジェトロ総合ICT基盤の設計・構築・運用保守」とする。
※1社あたりの参加人数は2名までとする。
※Microsoft Teamsは必ず事前にバージョンを確認し、最新版に保った状態で使用すること。
※公募説明会での撮影・録音・録画を禁止する。
※IDやリンクをSNS等で流用することを禁止する。

(5) 質問の受付

- ① 質問の受付方法：
E-mail (ADJ@jetro.go.jp宛)にて公募説明書にて指定するフォームを利用し送付すること。
- ② 質問の受付期間：2025年11月25日から2025年12月5日17時00分まで
- ③ 質問の回答方法：E-mail（公募説明書を受領した者全員に回答する）
- ④ 質問の回答期限：2025年12月12日17時00分

(6) 応募書類の受領期限

2026年1月13日12時00分

Microsoft Office形式（Word、Excel、PowerPoint）またはPDF形式で作成し、電子媒体（CD-ROM等）を上記3.(1)記載の住所に持参もしくは郵送（提出期限までに必着）にて提出すること。

※応募書類は返却しない。

(7) プレゼンテーションの日時

2026年1月20日9時00分～15時00分（予定）

※2026年1月21日9時00分～15時00分（予定）を、プレゼンテーションの予備日とする。

※Microsoft Teamsによるオンライン形式とする。

※プレゼンテーションの順番は、応募書類の受領順をもって決定する。

※プレゼンテーションは上記時間帯のうち、日本貿易振興機構が定める40～60分間（予定）とし、プレゼンテーションの時間が20分、質疑応答の時間が20～40分間（予定）とする。

詳細は、応募書類受領後、2026年1月15日までに連絡する。

(8) 採択結果通知

2026年2月上旬（予定）にメールによる書面にて通知する。

4. 採択者の決定方法

次の要件をともに満たしている応募者のうち、公募説明書に定める評価点の計算によって得られた数値の最も高いものを採択者とする。

(1) 応募資格を満たしていること。

(2) 支出明細書による見積価格が業務委託限度額の範囲内であること。

5. 応募者に求められる義務

応募者は、提案書を作成し、これを全省庁統一資格の審査結果通知書の写し又は日本貿易振興機構発行の等級確認結果通知書の写し等とともに、応募書類の受領期限までに提出しなければならない。

6. 応募の無効

本公告に示した応募資格のない者による応募及び応募に関する条件に違反した応募。

7. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

(2) 応募者に要求される事項　応募者は採択結果通知日の前日までの間ににおいて、日本貿易振興機構より当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 採択決定後においても、採択者が提出した書類等について虚偽の記載があること判明した場合には、採択決定を取り消し、採択者に対して損害賠償を求める場合がある。

(4) 契約書作成の要否　要。

契約締結までの間において、契約しようとする業務に係る見積書の内訳書を日本貿易振興機構の求めに応じて提出すること。

(5) 本契約は次年度以降に関わるものであるため、予算等の都合により履行期間等の変更又は案件を取り止めるころがあり得る。

(6) 詳細は公募説明書による。

(7) 等級確認に関する問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル11階

日本貿易振興機構 等級確認デスク（オフィスサプライセンター内）

E-mail : touroku@jetro.go.jp

なお、申請書フォーマット等は直接メールにて送付する。

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点では在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）